

会員登録約款

エニワン株式会社（以下「弊社」という）は、ユーザー（法人または個人のいずれであるかを問わない。以下、同じ）が第1条（1）に定める本ソフトウェアを使用するための会員登録（以下「会員登録」という）について、以下のとおり「会員登録約款」（以下「本約款」という）を定める。

なお、会員登録は、ユーザーが、本約款および弊社が別に定めるプライバシーポリシー（以下「プライバシーポリシー」という）に同意した時点で成立する。

第1条（定義）

- （1）「本ソフトウェア」とは、弊社ソフトウェア「AnyONE」及び同ソフトウェア上又はメール等で提供されるマニュアル、サンプルデータその他一切の関連資料（データを含む）をいう。
- （2）「会員」とは、本約款およびプライバシーポリシーに同意して弊社所定の手続きを完了したユーザーをいう。

第2条（使用許諾及び許諾の内容）

- （1）弊社は、会員に対し、本ソフトウェアのうち弊社が定める一部の機能を、弊社が許可した態様で非独占的に使用することのみを許諾するものとし、会員は、本ソフトウェアについて、所有権、著作権、その他の一切の権利を取得しない。
- （2）前項の許諾により、会員が使用できる本ソフトウェアの機能および本ソフトウェアを使用できる台数は、会員から利用の申込があり、かつ弊社が使用を許可した範囲に限られる。
- （3）会員は、会員登録に基づき本ソフトウェアのうち弊社が定める無料機能部分を使用する権利のみを取得し、本ソフトウェアに関するその他の一切の権利（所有権、知的財産権を含むがこれらに限られない）は、弊社に帰属する。

第3条（登録期間）

- （1）会員登録の期間は、登録後2か月間とする。
- （2）前項に定める期間内に、会員が弊社から送信する利用期間延長メール（以下「延長メール」という。）に記載の手続きを取った場合、当該メールに記載の期間終了時まで登録期間が延長され、以後も同様とする。
- （3）会員が、延長メールを受信できない場合、又は受信しても期間内に当該メールに記載の手続きを取らなかった場合、本登録は自動的に終了し、以後、会員は本ソフトウェアを使用できない。

第4条（禁止事項）

- （1）会員は、本ソフトウェアのリバースエンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイル等による解析および本ソフトウェアの改変を行うことはできない。
- （2）会員は、本ソフトウェアおよびその複製物の全部または一部について、その名目のいかんを問わず、第三者に譲渡、賃貸その他その所有もしくは占有を移転する行為をするなどして、第三者に使用させることはできない。

(3) 会員は会員登録上の地位を第三者に譲渡することはできない。

第5条（弊社及び会員の義務）

- (1) 会員登録に基づく弊社の義務は、本ソフトウェアの一部の機能を会員に提供することのみであって、これを超えるいかなる事項（本ソフトウェアの完全性、有用性、商品性、特定の動作・性能・目的適合性、第三者の知的財産権を侵害しないこと等を含むが、これらに限られない）も保証しない。
- (2) 会員は、自らの責任と費用において、ハードウェア、ソフトウェア、インターネット接続回線、セキュリティの確保等、本ソフトウェアの利用に必要な環境（以下「利用環境」という）を整備し、最新の状態に維持するものとする。

第6条（弊社の免責）

- (1) 弊社は、会員が本ソフトウェアを使用することによって会員又は第三者が損害を受けた場合（本ソフトウェアに不具合が存在し、これによって損害を受けた場合を含む）においても、その理由のいかんを問わず賠償の責を負わない。
- (2) 本ソフトウェアの使用によって作成されたデータのバックアップ等の保全措置は、会員の責任と負担において行う。弊社は、会員もしくは第三者がデータの破損・消失等によって受けたいかなる損害に対しても、その賠償の責を負わない。
- (3) 本ソフトウェアは、AWS（アマゾンウェブサービス）その他の通常求められるセキュリティ水準を有するサーバサービスを利用するものであり、当該サーバ側の事故等につき、弊社は何ら責任を負わない。
- (4) 本ソフトウェアの利用により、ハードウェア機器またはデータ等に支障が生じた場合でも、弊社は一切その責を負わない。
- (5) 本ソフトウェアについて、会員と第三者との間で著作権その他知的財産権上の紛争、製造物責任法に基づく紛争等が生じた場合といえども、弊社は一切その責を負わない。
- (6) 弊社は、会員が本ソフトウェアの全部または一部の利用ができないことにより発生したすべての直接的および間接的損害について、理由の如何を問わず一切の責任を負わない。
- (7) 弊社は、第三者がログイン名を不正に使用する等の方法で本ソフトウェアを不正に利用し、会員もしくは第三者に損害を与えた場合について、理由の如何を問わず一切の責任を負わない。
- (8) 会員が、本ソフトウェアの利用により第三者（本ソフトウェアの他の利用者を含む）に対し損害を与えた場合、会員は自己の責任によりこれを解決し、理由の如何を問わず弊社はいかなる責任も負担しない。
- (9) 上記のほか、本ソフトウェアの利用に関して、会員または第三者に何らかの損害が生じた場合でも、弊社は一切その責を負わない。

第7条（責任の制限）

- (1) 前条の各免責規定は、弊社に故意又は重過失が存在する場合には適用しない。
- (2) 前項に基づき弊社が損害賠償責任を負う場合、賠償すべき損害の範囲は、会員に現実かつ直接的に発生した損害で、通常生じる範囲内のものに限られ、逸失利

益の損害、特別損害その他の損害については責任を負わない。また、その賠償額は、その責任の発生原因にかかわらず、5万円を限度とする。

第8条（損害賠償）

会員が本約款に違反し、その他会員の責に帰すべき事由により弊社の著作権などを侵害し、弊社に損害を与えたときは、弊社に対して損害を賠償しなければならない。

第9条（データの利用）

- (1) 弊社は、会員が本ソフトウェアの利用に伴い入力する各種データ（以下「入力データ」という）について、細心の注意を払い、安全に管理するよう努める。
- (2) 会員は、以下の事項につき同意する。
 - ① 本ソフトウェアの利用に伴って入力データが弊社の指定サーバに保存されること（但し、会員が自社サーバ等を利用する場合は含まない）。
 - ② 弊社が、自らの製品・サービスの開発・改善等を目的として入力データにアクセスして利用すること。
 - ③ 弊社が、会員からの問い合わせ対応等を目的として入力データにアクセスして利用すること。

第10条（個人情報の保護及び取扱いについての責任）

- (1) 弊社は、会員から開示を受ける会員自身の個人情報（個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という）に定める個人情報をいう）について、プライバシーポリシーに従い取り扱う。
- (2) 入力データに会員以外の第三者の個人情報が含まれる場合、会員は、弊社に対し、会員自身が個人情報保護法等の法令に定める手続を履践していることを保証するものとする。

第11条（再委託）

弊社は、本ソフトウェアの提供に関して、業務の全部又は一部を、弊社の責任において第三者に委託することがある。但し、その場合、弊社は責任をもって委託先を管理する。

第12条（反社会的勢力の排除）

- (1) 会員は、弊社に対し、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、その他これに準ずる者（以下「反社会的勢力」という）のいずれでもなく、また、反社会的勢力が実質的に関与している法人等に属する者ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
- (2) 会員が次のいずれかに該当する場合、弊社は、催告なく直ちに会員登録を解除することができる。
 - ①反社会的勢力に該当すると認められるとき
 - ②会員の経営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められるとき
 - ③会員が反社会的勢力を利用していると認められるとき

- ④会員が反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
- ⑤会員自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力および風説の流布・偽計・威力を用いた信用棄損・業務妨害その他これに準ずる行為に及んだとき

第13条（登録の解除等）

- (1) 弊社は、会員が本規約に定める条項に違反した場合、会員の帰責性の有無にかかわらず、本ソフトウェアの利用制限その他弊社が必要と認める措置をとり、または催告なく直ちに会員登録を解除することができる。
- (2) 前項の規定によって会員登録が解除され、または本ソフトウェアの利用制限等がされた場合でも、弊社は、何らの損害賠償義務も負わない。
- (3) 第1項の規定によって会員登録が解除された場合、弊社は、会員の違反行為によって被った損害を会員に対して請求することができる。
- (4) 会員は、会員登録が終了したときは、直ちに本ソフトウェアおよび関連資料を破棄しなければならない。

第14条（本ソフトウェア及び関連サービスの変更及び停止）

- (1) 弊社は、弊社の都合により、本ソフトウェアおよびそれに関連するサービスの全部または一部を変更または停止することができる。
- (2) 弊社は、前項の規定により本ソフトウェアおよびそれに関連するサービスの変更または停止を行う場合には、会員に対し、弊社が適当と判断する方法によりその旨を通知する。

第15条（特則の適用除外）

本ソフトウェアのパッケージ、保証書、マニュアル、サンプルデータその他一切の関連資料（データを含む）に記載されている内容が本約款の各条項と相違する場合は、本約款を優先する。

第16条（本約款又はその他の登録条件の変更）

- (1) 本約款又はその他の登録条件の内容を変更する場合、弊社は、会員に対して当該変更の1か月以上前に変更内容を通知し、会員から明示の異議なきときは、当該変更を承諾したものと看做す。
- (2) 弊社は、次のいずれかの場合、民法548条の4の規定に基づき、変更後の本約款の効力発生日の1か月以上前に、弊社ホームページ内その他弊社が適当と認める方法で、本約款を変更する旨及び変更後の本約款の内容並びにその効力発生時期を周知することにより、本規約を変更することができる。
 - ①本規約の変更が、会員の一般の利益に適合するとき
 - ②本規約の変更が、本規約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
- (3) 第1項又は前項によって本約款又は登録条件が変更された後の本ソフトウェア

その他関連するサービス等は、全て変更後の内容によるものとする。

第17条（届出内容の変更）

- （1）会員は、会員登録における登録事項その他弊社への届出内容に変更が生じたときは、速やかに弊社所定の方法により変更内容を届け出るものとする。
- （2）会員が前項の届出を怠ったことにより弊社から会員への連絡、通知等が会員に到達せず、又は遅延したために会員に損害が生じた場合であっても、弊社はその責任を負わない。

第18条（通知）

弊社から会員への通知は、会員が会員登録の申込時に弊社に届け出た電子メールアドレスその他の連絡先に宛てて発し、その通知が通常到達すべきであったときに到達したものとみなす。

第19条（合意管轄裁判所）

弊社と会員は、本ソフトウェアまたは会員登録に関する訴訟又は調停について、弊社の本店所在地を管轄する地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

附則

施行日 2024年9月1日

以 上